令和元年(2019年)11月22日 教 育 委 員 会 資 料 教 育 委 員 会 事 務 局 指 導 室

教育長の臨時代理による事務処理の指示について

1 指示する内容

以下の条例及び規則の一部改正手続きについて、中野区教育委員会の権限に属する事務の臨時代理に関する規則第2条第1項第2号の規定に基づき、教育長の臨時代理による事務処理を指示する。

- (1) 中野区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正手続について
- (2) 中野区立幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則
- (3) 中野区立小学校及び中学校教育職員の給与に関する条例の一部改正手続について
- (4) 中野区立小学校及び中学校教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

2 制定する内容及び指示する理由

別紙1のとおり。

3 今後の予定

11月下旬 区議会第4回定例会 条例案を提案、議決後、一部改正規則の制定

12月 6日 教育委員会定例会 教育長の臨時代理による事務処理の実施の報告

給与改定に伴う条例等の一部改正手続きについて

1 指示する内容

以下の条例及び規則の一部改正手続きについて、中野区教育委員会の権限に属する事務の臨時 代理に関する規則第2条第1項第2号の規定に基づき、教育長の臨時代理による事務処理を指示 する。

- (1) 中野区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正手続について
 - 一般職員及び管理職員(再任用職員を含む。)の勤勉手当の上限支給月数の改正及び給料表 の改定
- (2) 中野区立幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則 条例改正に合わせた、支給月数(割合)の改正
- (3) 中野区立小学校及び中学校教育職員の給与に関する条例の一部改正手続について 任期付短時間勤務教職員の勤勉手当の上限支給月数の改正
- (4) 中野区立小学校及び中学校教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則 条例改正に合わせた、支給月数(割合)の改正

2 指示する理由

令和元年特別区人事委員会給与等勧告に伴う上記給与改定の手続に当たっては、職員団体交渉 妥結後、教育委員会において条例改正手続の議決及び区長に対する区議会への議案の提出依頼を 行い、区長が当該議案を区議会へ提出し議決を経た後、特別区人事委員会の承認を得た上で、規 則の一部改正の議決を行う必要がある。本件においては、職員団体交渉妥結の具体的な日時が不 確定であること、妥結後、速やかに条例及び規則の改正手続を行わなくてはならないことから、 本件事務処理について、教育長が臨時に代理することを教育委員会としてあらかじめ指示する必 要がある。

3 令和元年特別区人事委員会給与等勧告の概要

(1) 月例給

公民較差(2,235円、△0.58%)を解消するため、原則全ての級及び号給において、 給与月額を引下げる。(初任給については、人材確保の観点から、給料月額を据置き)

- (2) 特別給(期末手当・勤勉手当) 年間の支給月数を0.15月引き上げる。(現行4.5月→4.65月) 支給月数の引上げ分については、民間の状況等を考慮し、勤勉手当に割り振る。
- (3) 実施時期

条例の公布の日の属する月の翌月の初日(公布の日が月の初日であるときは、その日)

4 任期付短時間勤務教職員の給与改定について

任期付短時間勤務教職員の月例給は、東京都教育職員の給与水準に合わせているため、東京都 人事委員会の給与勧告及びそれに基づく労使交渉による妥結結果を反映させる。

東京都人事委員会の給与勧告によれば、例月給の改定は見送ることとしていることから、このまま妥結した場合例月給の改定は行わない。

なお、特別給(期末手当・勤勉手当)については、特別区の給与改定の例による。 その内容は上記3(2)(3)のとおりである。